平成２３年（フ）第１０６号
福島県会津若松市居合町13番３号　市営住宅１棟21号
債務者　櫻井　秀至
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
福島県いわき市平字九品寺町12番地の12、住民票上の住所福島県いわき市勿来町関田西２丁目１番地の18
債務者　小平　浩人
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３３０号
新潟市秋葉区竜玄39番地
債務者　大山ユウミ子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１８号
新潟市西蒲区和納1143番地13、前住所新潟市西蒲区巻甲3169番地
債務者　阿部　勝芳
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６５号
新潟市西区新田43番地１
債務者　中山　　実
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６６号
新潟市西区坂井575番地１　ピュアライフ坂井Ⅱ103号、前住所新潟市西区新田43番地１
債務者　中山イク子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０６号
新潟市東区海老ケ瀬新町３番26号
債務者　渡辺由利江
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０８号
新潟市西区中権寺2877番地
債務者　永井　和浩
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０９号
新潟市中央区川岸町３丁目20番地４　市営住宅134号
債務者　梅澤　道夫
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２８号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅1124号
債務者　森　　末美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３８４号
愛知県一宮市浅井町東浅井1315番地
債務者　平　　武子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６８０号
大阪府貝塚市澤571番地１　二色の浜グリーンハイツ202号
債務者　安部　親美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１３号
大阪府岸和田市吉井町１丁目22番16号　古田マンション301号、前住所大阪府堺市東区南野田１番地16
債務者　池口　雅彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２６号
大阪府岸和田市下池田町１丁目４番14号マンションミワ307号
債務者　葛城　　裕
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
大阪府泉佐野市日根野4295番地の１―402
債務者　次田　春実（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７５８号
大阪府泉南市樽井４丁目33番15号―106号
債務者　四至本則子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７６０号
大阪府泉大津市助松町３丁目17番18号
債務者　河野　保子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係